

## メディア暴力の倫理学(Ⅷ) –サンデルの議論について

松川 俊夫

「山形短期大学紀要」に連載してきた『メディア暴力の倫理学』に於いては「自由主義倫理」(所謂リベラリズム)を中心にして論考を展開してきた。しかし、近年、M. J. サンデルによって提示された「自由主義倫理」批判には傾聴すべきところが多い。アメリカ合衆国に於けるヘイズ・コードの制定から廃止までの経緯、イギリスに於ける英国映画検閲委員会(後に英国映画分類委員会)の活動状況の変遷を取り上げて、「自由主義倫理の下では道徳的価値を巡る議論が空洞化する」とのサンデルの主張を検証する。そして、サンデルの主張を一部では受け入れながらも、「自由主義倫理」が今後も「暫定倫理」として機能し得ることを示唆し結論とする。

山形短期大学紀要に連載してきた『メディア暴力の倫理学』に於いては「自由主義倫理」を中心にして論考を展開してきた。しかし、近年、M. J. サンデルによって提示された「自由主義倫理」批判には傾聴すべきところが多い。本稿では、サンデルの主張を一部では受け入れながら、メディアの倫理綱領等に関する倫理的考察を展開して行きたい。

### § 1.

全盛時代のハリウッド映画は、厳しい倫理綱領を守って制作されていた。この倫理綱領の名は『映画制作倫理綱領 (The Motion Picture Production Code)』\*1である。この綱領は、1930年に「アメリカ映画制作者配給者協会 (Motion Picture Producers and Distributors of America, Inc., MPPDA)」によって制定されたもので、1922年よりアメリカ映画制作者配給者協会会長を務めていたウィル・ヘイ (Will Hay) の名を取って「ヘイズ・コード」とも呼ばれる。そして、このヘイズ・コードは、1934年より、映画制作倫理綱領管理局 (Production Code Administration, PCA) の下、厳格に適応され、1960年頃までは遵守されていた。その後、映画制作者はヘイズ・コードを無視し始め、

1968年には廃止された。

さて、このヘイズ・コードには以下のような条文がある。

「それを見る人の道徳的基準を下げる映画はいかなるものでも制作されない。したがって、観客の共感が犯罪、非行、悪事、宗教的罪の側に投げかけられることは決してあってはならない」\*2。

「人生や生活に関する広い知識を得ることがフィルムによって可能になる。正しい基準が継続的に提示される時、映画は最も強力に影響を与える。映画は性格を築き上げ、正しい理想を発展させ、正しい原理を教示するのであるが、以上のことは全て、魅力的なストーリーの形で行われる。

もし映画が一貫して、高いタイプの性格を賞賛すべきものと持ち上げ、人生をより良いものとするようなストーリーを提示するなら、映画は人類を改善するための最も強い力になることができる」\*3。

そして、映画と道徳との関係について、以下のことを高らかに謳っている。

「映画は、大衆のためのモダンアートの中で最も人気のあるものであり、映画を制作する精神の意図に由来する道徳的な質を持ち、観客の道徳的生活と道徳的反応とに対する影響に由来する道徳的な質を持つ。このことにより、映画は最も重要な道徳性を得る。

1. 映画は、映画を思想や理想の表現のためのメディアとして用いる人たちの道徳性を再生する。
2. 映画は、スクリーンを通じ上記の思想や理想を採用する人々の道徳的基準に影響を与える」\*4。

「映画は、エンターテインメントとしての映画の重要性の故に、また、世界の諸国民から映画に寄せられた信頼の故に、特別な道徳的責務を持つ」\*5。

さて、イギリスでは、1912年に映画の「自主規制（自主検閲）」を行うことを目的としたBBFC、つまり英国映画検閲委員会（The British Board of Film Censors）が設立された。翌年よりBBFCは、提出された映画を「上映禁止指定」、「カテゴリーU（一般向け）」「カテゴリーA（大人向け）」に分類し、カテゴリーUやカテゴリーAの作品についても上映にふさわしくない箇所をカットするように勧告した。1932年には「カテゴリーH（ホラー指定、子どもに見せないように勧告）」が追加され、以後、分類は更に複雑になっていく。また、1948年には以下の三つの基準が提示された。

- 「・ストーリー、挿話もしくは対話は、悪徳や犯罪を軽く見て大衆の道徳的基準を害したり、道徳的基準を低下させたりする可能性が高くはないか？
- ・ストーリー、挿話もしくは対話は、理性をそなえた映画館観客に不快の念を与える可能性が高くはないか？
- ・ストーリー、挿話もしくは対話は、子供たちにどんな影響を与えるであろうか？」\*6。

その後、1960年に、「B B F Cは公衆道徳の守護者 (the guardianship of public morality) ではない」との宣言がB B F C自身によって出され、1970年代には上演禁止指定を受ける作品は激減していった。そして、1985年に、B B F CのCは'Censors' (検閲) から'Classification' (分類) となる。つまり、英国映画検閲委員会から英国映画分類委員会 (British Board of Film Classification) に名称が変更されたのである\*7。

## §2.

アメリカ合衆国の場合でも、イギリスの場合でも、20世紀前半には映画が「道徳」を担うべきもの、観客の道徳性を向上させるべきものであると考えられ、そのような映画を制作することが求められていた。その後、1960年代から1970年代にかけて、映画にそのような役割、つまり、観客の道徳性を向上させることを課することは放棄された。このようなことが生じた原因は、次のような「自由主義倫理」がアメリカ合衆国に於いてもイギリスに於いても広く認められるようになったことにあると考えられる。

### 「自由主義倫理の原則

1. 成人で判断能力のある者は、
2. 身体と生命の質を含む「自己のもの」について、
3. 他人に危害を加えない限り、
4. たとえ本人にとって理性的に見て不合理な結果になろうとも、
5. 自己決定の権利を持ち、自己決定に必要な情報の告知を受ける権利がある]\*8。

つまり、「他人に危害を加えない限り」という制限だけで「自己決定の権利」があるということであり、「どんな映画を鑑賞するのか」ということもここでの「自己のもの」についての自己決定に含まれる。また、ここでの「危害 (Harm)」には「不快 (Offence)」も含むと考える\*9。

これは法哲学に於ける「どのような刑法を立法するか」に関する「リベラルな立場」に対応するものである。「リベラルな立場」とは、以下の「危害の原則」と「不快の原則」の二つのみを立法の正当化理由として認めるものである。

「危害の原則：刑法立法が、行為者 (行為することを禁じられるであろう者) 以外の人々に対する危害を予防する (排除する、軽減する) ことにおそらく効果があり、かつ、他の価値あることをより犠牲にすることなく同等に有効な他のどのような手段もおそらく存在しないことは常に、その刑法立法を支持する十分な理由である]\*10。

「不快の原則：提案された刑法上の禁止が、行為者以外の人々の深刻な不快の念を予防することにおそらく必要であり、もし制定されたならおそらくその目的に対する有効な手段となることは常に、その提案された刑法上の禁止令を支持する十分な理由である]\*11。

「リベラルな立場 (刑法の道徳的な限界上の)：危害の原則と不快の原則は、正しく明確化されて限定されたなら、刑法上の禁止令を十分に正当化する理由のクラスをそ

これらの原則の間に網羅する」\*12。

さて、ヘイズ・コードには次のような条文があった。

「異人種間の通婚（白色人種と黒色人種の中の性的関係）は禁じられる」\*13。

「宗教上の聖職者として登場する者は、聖職者である限り、コミカルな登場人物として用いるべきではないし、悪人として用いるべきではない」\*14。

前者は今日では許容できない「人種差別」である。後者も「聖職者」への批判を一切禁じるものであり、今日では、このような規定自身が不適切であると考えられることが多いであろう。

また、イギリスに於いてB B F Cは1913-1915年の3年間の活動実績を踏まえ、どのようなシーンがカットの対象となったかを1916年に纏めた。これは、「T. P. オコーナーの43の『削除のための根拠』（T. P. O'Connor's 43'Grounds for Deletion）」と呼ばれるが、これには次のような項目が含まれる\*15。

「論争の的となる政治に対する言及」

「労使関係」

「戦争の現実的な恐怖」

「我々の同盟国をけなす傾向を持つ挿話」

「英国人官吏が憎むべき者として見られたインドを扱う主題、さもなくば、イギリス人官吏、植民地政府の不忠実をほのめかそうと試みる主題、あるいは大英帝国内での英本国の威信に不評を被らせる主題」

「戦争の悲劇的な挿話の行き過ぎた利用」

以上のような項目を根拠として映画のワンシーンをカットすることを道徳的に肯定することは、今日では不可能であると思える。

20世紀前半のヘイズ・コードの条文やB B F Cの活動を鑑みると、自由主義倫理の適応とその結果によるヘイズ・コード廃止、検閲の廃止は適切であったとも考えられるのである。自由主義倫理は「他人に危害（及び不快）」を加えないという制約の下で、どのような道徳をよしとするかを「成人で判断能力のある者」ひとりひとりに委ねるものである。

また、立法に関しては「リーガル・モラリズム」ということが言われる。

「リーガル・モラリズム（広い意味で）：そのような行為が危害や不快以外の（「何となく感じられる」）種類の悪を構成するか、あるいはそのような悪を引き起こすということを根拠にして、国家が何人にも危害と不快の念のいずれも引き起こさないある特定のタイプの行為を禁止することは、道徳的に合法的であり得る」\*16。

これは、立法に特定の道徳的判断を持ち込むものとして「リベラルな立場」から非難されるものである。映画等のメディアに関しても、現代では「モラリズム」を否定する傾向が強いと言えよう。この場合の「モラリズム」は「リーガル・モラリズム」

ではなく、「エシカル・コード・モラリズム」と言うべきかもしれないが、倫理綱領がモラリスティックなのはトートロジーであろうから、これは「倫理」綱領の否定以外の何ものでもない。現実にはアメリカ合衆国のヘイズ・コードのように倫理綱領そのものが廃止されることがある。また、現在のイギリスのBBFCは分類のためのガイドラインを制定しているが、それはあくまでも映画分類のためのガイドラインであって、もはや倫理綱領と同一視することはできない。日本の映画倫理委員会のように近年になって倫理綱領を制定した組織は例外的なのである。

### §3.

『ハーバード白熱教室』等で近年、一般にも知られるようになったサンデル (Michael J. Sandel) は、彼の論文「道徳性とリベラルの理想 (Morality and the Liberal Ideal)」に於いて次のように言う。なお、彼の言う「リベラル (liberal)」とは本稿で言う自由主義倫理の信奉者であると言ってよい。

「リベラルは自らが反対であるもの—例えば、ポルノとか、不人気な見解—を擁護することに、しばしば誇りを持っている。彼らの主張では、国家は選好された生き方を課すべきではなく、その市民が他者の同様の自由と両立する、自分自身の価値や目的を選択することをできるだけ自由にさせるべきである。このように選択の自由にこだわることから、リベラルは、許可と賞賛とを、ある実践を是認することと賛同することとを、絶えず区別しようとしている。彼らの議論では、ポルノを是認することと肯定することは別のことである。…彼らがいわばポルノをそれほど嫌いではないからではなく、むしろ寛容とか、選択の自由とか、公正な手続きとかの方をより価値あるものとするから、ポルノを認めるのである」\*17。

確かに自由主義倫理に従えば、「他人に危害を加えない」という制約以外では、「成人で判断能力のある者」は、「たとえ本人にとって理性的に見て不合理な結果になろうとも」暴力描写や性描写を含むコンテンツを映画等のメディアで享受できる。どのようなコンテンツを享受するかは「自分自身の価値や目的を選択する」ことであり、自由なのである。そして、このような状況はアメリカ合衆国やイギリスではほぼ実現していると思し得る。

さて、サンデルは「カント的リベラル (Kantian liberal)」という概念を用いるのであるが、本稿では特にこの概念の考察を行わない。現実には、果たしてサンデルの言う「カント的リベラル」がどこまでイマヌエル・カントの倫理学を忠実に体現しているリベラルなのかについては大いに議論の余地があるものの、本稿では、「カント的リベラル」とは自由主義倫理を功利主義によって正当化せず、権利を重視する倫理\*18と捉える者といった理解で十分である。サンデルは言う。

「カント的リベラルによって提出された解決策は、『正』と『善』とに—基本的権利や自由の枠組みと、その枠組みのなかで人々が選択して、追求してもよい善の構想—一線を画すことである。彼らの議論では、国家が公正な枠組みを支持することと、何

らかの特定の目的を肯定することは別のことである。例えば、人々が自らの意見を抱き、自らの目的を選択することを自由にするために、言論の自由の権利を擁護することと、政治的討論による生活が公共問題に関わらない生活よりも本来的に価値があることを根拠として、あるいは、言論の自由によって一般的福祉が増大されるようになることを根拠として、その権利を支持することとは別のことである。前者のような擁護だけが、カント的見解では利用でき、中立的枠組みという理想に基づくものである」\*19。

今日に於いても、暴力描写の問題、性描写の問題は各種メディアに於いて倫理的な問題になっている。「カント的リベラル」の立場、つまり自由主義倫理の立場からは、暴力描写の倫理的是非そのもの、性描写の倫理的是非そのものが「成人で判断能力のある者」が鑑賞する限り、問題とされることは少ない。重要視されるのは、「成人で判断能力のある者」に該当しない者には問題になりそうなコンテンツは見せない、そして、「成人で判断能力のある者」については各人にそのようなコンテンツを見るか見ないかを決定させ、見たくない人には見せないという「中立的枠組み」なのである。

サンデルはこのような「中立的枠組み」について以下のように言う。なお、英語圏の倫理学では「正 (right)」という言葉は「行為の正しさ」を意味するが、しばしば「権利」の意味も併せ持つ。そして、道徳的価値一般を表す「善 (good)」と対比される。

「……中立的枠組みにこだわることは、一種の価値として考えられうるが—この意味では、カント的リベラルは相対主義ではない—、その価値は、選好された生き方や善の構想を肯定しないということから、まさに成立している。カント的リベラルにとって、それゆえ、正 (right) は善 (good) に対して優先するが、それには二重の意味がある。第一に、個人の権利は、一般的善のために犠牲にできないことであり、第二にこの権利を特定化する正義の原理は、善き生に関するいかなる特定のヴィジョンも前提とできないことである。権利を正当化することとは、その権利によって、一般的福祉が最大化されるとか、もしくは、善が促進されることではなく、むしろ、個々人や集団が他者の同様の自由と両立する、自分自身の価値や目的を選択できる、公正な枠組みの内容と権利がなることである」\*20。

メディアの倫理的問題についても、サンデルの主張は傾聴に値すると思われる。菊池理夫は、サンデルのようなコミュニタリアンの把握する「人間存在」について次のように言う。

「言語、歴史、伝統、コミュニティ、倫理 (善悪) などの『負荷』が共通に与えられた存在です。そのような負荷から、自己と他者の『関係性』や『共通性』を意識して、自分が帰属するコミュニティをともに形成し、『共通善』の実現をめざして、コミュニティに対する責任を果たしていく政治的存在です」\*21。

また、「コミュニティ」という語はかなり多義的であるが、菊池は次のような定義を提示している。

「『コミュニティ』とは、その成員の『共通善』を前提として形成されるとともに、その成員がともに『共通善』の実現を目的としていく人間の政治組織体です。

この点で、コミュニタリアンが主張する『共通善』、コミュニティの政治的価値とは、まず連帯（友愛）、相互扶助、政治参加、自治などです」\*22。

自由主義倫理に従って映画等のメディアに関する倫理的問題を処理しようとする、  
「コミュニティ」の「共通善」を完全に見失いかねないことは認めざるを得ないのである。例えば、暴力描写の問題についても、そのような描写は倫理的に許容できないとして厳しく制限することを主張し、「共通善」を念頭に置いてその是非を議論するということが行われ難くなる。あるいは、逆に、一定限度の（あるいは無制限の）暴力描写は娯楽や芸術のために必要であると認められ、鑑賞する者の知的向上や倫理的向上に益するので倫理的に許容でき、コミュニティの共通善を促進するという主張も真剣に取り上げられなくなる。自由主義倫理は倫理的議論を空洞化させる倫理であるという批判はそれなりに考慮に値するのだ。「暴力描写に関する道徳的判断は人それぞれであり、道徳的是非を巡る議論に結論は出ない」との主張は、「暴力描写に関する道徳的問題など全く存在しない」という暴論と何ら変わるところがなくなっていく。自由主義倫理はこのような暴論を導く可能性があるのだ。

#### §4.

以上にサンデルの見解を援用しつつ、モラリズム擁護、自由主義倫理批判を論述した。しかし、ここでの結論が自由主義倫理の放棄になるとは限らない。自由主義倫理の欠点は、あくまでも、メディアに於ける暴力描写の倫理的是非のような重要な倫理学的問題を見失いやすいことにある。「コミュニティの共通善」や「道徳的に善である人生」を念頭に置いて、（暴力描写の是非といった）重要な倫理的問題を議論するのは必要不可欠なことである。そして、そのような議論を展開することは、自由主義倫理の下でも決して不可能ではあるまい。むしろ、相容れない主張が入り乱れ、激しい論争が行われている場合、それぞれの論者が自由に発言できることを保証するために、自由主義倫理は有益なのではないか。一般に、論争が行われており、その論争に結論が出ていない状況下では、可能な限り、自分の倫理的主張に従った「行為の自由」あるいは「自己決定の自由」が保証される方が合理的であると思われるからだ。つまり、自由主義倫理を論争が終結するまでの間、「暫定倫理」として利用できるのである。この暫定倫理の下では、様々な道徳的価値を保持し、主張する「権利」が保証される。ただし、論争に（少なくとも）一応の結論が出たならば、自己決定権について「他人への危害」に関する制約以上の制約を考えなくてはなるまい。つまり、自由主義倫理を修正し、サンデル流のコミュニタリアニズムの考え方に歩み寄る必要、あるいは、自由主義倫理を放棄し、コミュニタリアニズムを採用する必要が出てこよう。ただし、このような問題については更なる論考が必要であり、今後の課題として行きたい。

---

\* 1 これについては、拙稿「メディア暴力の倫理学（Ⅲ）—ヘイズ・コード（1）」

—」『山形短期大学紀要第36集』、2004、pp.107-126を参照のこと。

- \* 2 Ibid.,p.115.
- \* 3 Ibid.,p.121.
- \* 4 Ibid.,p.118.
- \* 5 Ibid..
- \* 6 Ibid.,p.141.
- \* 7 Ibid..詳細は、「メディア暴力の倫理学（Ⅵ）—英国映画検閲委員会の倫理（1）—」『山形短期大学紀要41集』、2009、pp.135-146を参照のこと。
- \* 8 拙著『「なぜ」から学ぶ生命倫理学』医学芸術社、2000、p.18参照。
- \* 9 「不快」については、Joel Feinberg, “Offences to Others”, Oxford.U.P.,1987.を参照のこと。
- \* 10 Joel Feinberg, “Harm to Others”, Oxford.U.P.,1987,p.26.
- \* 11 Ibid..
- \* 12 Ibid..
- \* 13 「メディア暴力の倫理学（Ⅲ）—ヘイズ・コード（1）—」、p.115。
- \* 14 Ibid.,p.116.
- \* 15 「メディア暴力の倫理学（Ⅵ）—英国映画検閲委員会の倫理（1）—」、P.142。
- \* 16 Joel Feinberg, ibd..
- \* 17 Michael. J. Sandel, ‘Morality and the Liberal Ideal’ in Michael. J. Sandel, “Public Philosophy”, Harvard U.P.,2006,邦訳「道徳性とリベラリズムの理想」菊池理夫訳『リベラリズムと正義の限界』に収録、勁草書房、2009、p.251。
- \* 18 言うまでもなく、「権利を重視する倫理」の代表例はジョン・ロールズの正義論である。
- \* 19 Ibid.,p.254。
- \* 20 Ibid.,pp.254-255。
- \* 21 菊池理夫『日本を甦らせる政治思想—現代コミュニタリアニズム入門』、講談社、2007、pp.42-43。
- \* 22 Ibid.,p.54。